

2011年度 連合岡山
政策・制度 要求と提言
に対する 回答書

平成23年12月
岡 山 県

目 次

◎政策・制度要求と提言(40提言)

	【提言数】	【ページ】
重 点 政 策		
1 雇用・労働政策	〔4〕	1
2 地域成長戦略	〔2〕	5
3 中小企業支援とテレセントワークの確立	〔2〕	9
4 防災・減災に関する政策	〔1〕	11
5 子育て支援	〔1〕	15
6 被災地支援活動	〔1〕	16
一 般 政 策		
7 経済政策	〔2〕	17
8 産業政策	〔3〕	19
9 税制改革	〔2〕	22
10 まちづくり政策	〔1〕	24
11 福祉・社会保障政策	〔3〕	25
12 交通政策	〔4〕	28
13 食料・農林水産政策	〔2〕	32
14 消費者政策	〔1〕	34
15 政治改革	〔2〕	35
16 行政改革	〔1〕	37
17 教育政策	〔4〕	38
18 男女平等政策	〔2〕	42
19 中小企業政策	〔1〕	44
18 その他	〔1〕	45

連合岡山 2011年度政策・制度要求と提言に対する回答書

重点政策

〈雇用・労働政策〉

【提言1】

ハローワークの運営は、ILO第88条約に基づき、無料職業紹介、雇用対策(企業指導)、雇用保険(失業認定と失業給付)は国の指揮監督と責任により、全国ネットワークで一体的に運用することを基本とし、国と県の共同連携による一体的運営を行う場合は、国・県・教育訓練機関に加え、地域労使(経営者団体、労働団体)の参画のもと、無料職業紹介・職業能力開発等と連動した支援体制を確立し、求職者・利用者の利便性の向上をはかること。

また、総社市や井原市など国と市が共同運営を行っているハローワークについては、県としてもその運営状況を注視し、必要な支援を行うとともに、求職者・利用者の利便性向上につながる取り組みが県内全域に拡大するよう指導力を発揮されたい。

【回答】(産業労働部)

ハローワークについては、国が平成22年12月に閣議決定した「アクションプラン～出先機関の原則廃止に向けて～」に基づき、41都道府県が、「アクション・プランを実現するための提案」として、各管内で1か所程度のハローワークを先行して移管することなどを全国知事会を通じて内閣府へ提案している。

本県も、41都道府県の1つとして、県設置の「おかやま若者就職支援センター」と一定の役割分担と連携で若者の就職支援に関する各種業務を行っている国設置の「おかやま新卒応援ハローワーク」の県への移管などを提案しているところである。

なお、関係機関等の連携を強化するため、現在、国・県・教育機関に加え、地域労使等で構成される「おかやま新卒者就職応援本部」や「おかやま若者就職支援センター運営協議会」において、上記2機関の取組状況を含め情報共有を図るとともに、各構成機関が連携して若者の就職支援を強力に推進しているところである。

また、総社市や井原市、倉敷市、真庭市が国と共同で行っているハローワークについても、その動向を注視するとともに、市町村からハローワークとの具体的な連携について問い合わせ等があった場合には必要な助言等を実施しているところであり、今後とも、求職者・利用者の利便性が向上するよう取り組んでまいりたい。

【提言2】

県が行う雇用対策事業（高校生就職応援事業、若年労働者雇用対策事業、職業能力開発校事業など）の一層の充実をはかること。また、国の雇用創出の基金による事業（ふるさと雇用再生特別事業、緊急雇用創出事業）は、2011年度で一部を除き終了することとなっているが、一定の規模で事業が継続できるよう国に要請を行うこと。あるいは、個々の事業の検証を行ったうえで、特に効果が高かった事業に関しては県の財源を伴う事業として継続実施すること。

【回答】（産業労働部）

依然として厳しい雇用情勢を踏まえ、新規学卒者をはじめとする若者の就職支援については、求人開拓や就職指導を行う「高校生就職アドバイザー」の配置や、「おかやま若者就職支援センター」におけるマンツーマンによるきめ細かなカウンセリングなどを行っているところであり、今後、若者と企業とのマッチングをさらに推進するため、県内中小企業の魅力を発信するとともに、若者と企業の出会いの場の創出を一層進めていくこととしている。

また、職業訓練については、現在、策定中の「第9次職業能力開発計画」の中で、県立高等技術専門校における新エネルギー技術や環境対応自動車に対応する分野の新たなカリキュラムの導入や専門科の設置の検討を進めるとともに、離転職者に対する委託訓練では、求人・求職ニーズに対応し介護・福祉、医療など今後、成長が見込まれる分野を拡充することとしている。

雇用創出関係基金事業については、一部を残して今年度で事業終了となっていたが、雇用情勢が依然として厳しい状況にあり、加えて震災の影響が懸念されることなどから、実施期間の延長や基金の積み増しなどについて、国に対して5月の緊急提案に続き、7月にも提案を行っていたところ、11月に成立した第3次補正予算で、重点分野雇用創造事業が全国で2,000億円拡充され、実施期間も25年度末まで延長されることとなっており、県としても、11月補正予算において基金の積み増し等を行ったところである。

【提言3】

本年10月1日からスタートした「求職者支援制度」が、より実効性の高い制度として活用されるよう、岡山労働局と連携し取り組むこと。人材不足分野、新規雇用が創出される分野などに関して、地元自治体として企業や地域のニーズを的確に把握し、求職者の就労に繋がる効果的な職業訓練や研修が行われるよう、岡山労働局へ働きかけられたい。

【回答】（産業労働部）

求職者支援制度は、岡山労働局が実施する求職者支援訓練に加え、県が実施する県立高等技術専門校の施設内訓練や民間教育訓練機関を活用した委託訓練も支援の対象となっていることから、岡山労働局と十分連携を取りながら実効性の高い制度として活用してまいりたい。

人材不足分野、新規雇用が創出される分野などに関して、県では、高等技術専門校に設置する関連の業界団体・企業等からなる運営協議会や各地域のハローワーク、市町村など関係機関からの情報収集により企業や地域のニーズの把握に努めているところであり、岡山労働局に対しても岡山県地域訓練協議会（使用者側代表、労働者側代表（連合岡山）、民間教育訓練機関、行政機関で構成）等の場を通じて、より効果的な職業訓練や研修が行われるよう働きかけてまいりたい。

【提言4】

国の定める法を遵守させる役割の一翼を担う地方自治体として、岡山労働局と連携し、労働基準法や最低賃金の水準等を含めた労働法制の企業に対する周知指導と併せ、法令遵守に向けた取り組みを強化すること。

【回答】（産業労働部）

労働法令の遵守に当たっては、労働基準監督署の労働基準監督官が、各企業に対し、巡回、指導監督等を行っているところであるが、県としても、ホームページなどにより法令、制度の周知・啓発に努めているところである。

また、労働者については、「働く若者サポートガイド」などの冊子の作成・配布や、同内容をホームページにより提供を行うほか、若者就職支援センターなどを活用して労働法令の周知を行っている。

今後とも岡山労働局と連携を図りながら、法令の遵守や適正な運用が保たれるよう努めてまいりたい。

〈地域成長戦略〉

【提言5】

「おかやま新エネルギービジョン」や「おかやま発展戦略会議」で示された提言や政策を2012年度の事業計画や予算に反映させ、地域の持続的な成長、発展に向けた取り組みを具体的に推進すること。また、政策推進にあたっては、産官学（産業界、市町村、大学等）に加え、連合岡山をはじめとする「労」（労働組合、労働団体）も重要なステークホルダーと位置づけ、労働者の意見が反映されるような体制の構築に努めること。

【回答】（総務部、産業労働部）

新エネルギービジョンや、おかやま発展戦略会議からの提言で示された、新エネルギーの普及拡大や経済のグローバル化への対応については、今回策定した第3次おかやま夢づくりプランにおいても関連するプログラムを設け、プランの計画期間である今後5年間で計画的に推進することとしており、今後、地域の持続的な成長や発展につながる効率的・効果的な事業を検討してまいりたい。

県政の推進にあたっては、これまでも連合岡山の「政策・制度要求と提言」をはじめとして、さまざまな労働団体からの要望や要請などを受け、ご意見を反映してきたところであり、今後も協力をいただきながら進めてまいりたい。

【提言6】

おかやまの強みや特性を生かすという視点から、とりわけ、以下の産業政策、エネルギー政策に関し、事業推進や予算配分の強化をはかり、優先的に取り組むこと。

- 電気自動車(EV)の普及と技術開発への取り組み強化、次世代自動車産業クラスターの形成
- 「国際バルク戦略港湾」である水島港の整備や総合特区制度の活用等を通じた水島コンビナートの国際競争力強化
- 企業誘致の取り組み強化
 - (1) メガソーラーや新エネルギー関連企業の誘致
 - (2) 災害に強い県土など岡山の安全性を生かした企業誘致
 - (3) 「県税の減免」など誘致企業に対する大胆なインセンティブの付与

【回答】(環境文化部、産業労働部、土木部)

○電気自動車(EV)の普及と技術開発への取り組み強化、次世代自動車産業クラスターの形成

電気自動車(EV)の登場や生産拠点の国際的なシフトなど本県自動車産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本年度、テクノサポート岡山に「おかやま次世代自動車技術研究開発センター」を設置し、部品メーカーをはじめとした県内企業の強みを生かし、次代を先取りした岡山モデルEVの技術開発を3カ年計画で行う予定であり、この取組を通じて、革新的な新技術・新製品を創出できる次世代自動車産業クラスターの形成を図ってまいりたい。

また、「第3次おかやま夢づくりプラン」の中で、「地球と人にやさしい岡山流スマートライフ発信プログラム」の「暮らしやすさ指標」の一つに「電気自動車の普及台数」を現状の5倍以上の1,600台とする目標を掲げており、今後とも電気自動車の導入促進、計画的・戦略的な充電インフラの整備などに積極的に取り組むこととしている。

○水島港の整備・国際競争力強化

水島コンビナートは県内の製造品出荷額の半分を占めるなど、本県産業の中核をなしており、水島コンビナートの国際競争力強化と持続的発展は本県の活力維持と雇用の確保に不可欠である。

このような認識の下、水島コンビナートについて①高効率・省資源型コンビナートの構築、②水島港の物流機能強化、③コンビナートの持続的な発展、の3つの課題解決に向け、総合特区制度を活用して取り組むこととし、この度、国に総合特区の申請を行ったところであり、引き続き、関係者が一丸となって、水島コンビナートの国際競争力強化に取り組んでまいりたい。

水島港は、「国際バルク戦略港湾」に国内で唯一、穀物及び鉄鉱石の2品目で選定された港湾であり、今後、国による集中的な投資が行われ港湾機能が強化されることが期待されており、9月末に申請した総合特区の基本戦略の一つであるハイパーロジスティックス港湾戦略をあわせて推進することにより、航路の水深確保などハード施策のみならず、水島港を航行する船舶に係る種々の規制を緩和するなど、ソフト面の施策を推進することによって、大量一括輸送が可能な最大級の輸送船舶の入港による物流コストの削減を図ってまいりたい。

○企業誘致の取り組み強化

(1) メガソーラーや新エネルギー関連企業の誘致

県では全国に先駆けて、平成23年3月に「おかやま新エネルギービジョン」を策定し、「晴れの国」の特長を活かした太陽光発電を重点分野の1つに位置づけ、メガソーラーの誘致を掲げている。

メガソーラーの誘致は、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、建設投資の拡大や未利用地の有効活用が図られ、さらには、環境学習や観光資源等としての活用が期待され、本県のイメージアップにもつながると考えている。

県では、補助制度を創設し、県内候補地を取りまとめて公表するなど強力でメガソーラーの誘致を進めているところである。

また、太陽電池関連部品の製造工場や研究施設、さらには、将来の大きな成長と雇用創出が期待できる環境関連技術分野（エコカー、リチウムイオン電池、LED（発光ダイオード））などの誘致に取り組んでいるところである。

＜これまでの取組＞

①候補地の公表

平成23年4月から公表（11月現在：20カ所）

設置希望 23事業者

②晴れの国おかやまメガソーラー設置促進補助金

候補地：2千万円/MW、候補地以外：1千万円/MW

限度額：1億円

③国への要望・提言

メガソーラー設置に係る関係法令の規制緩和を関係省庁に要望

(2) 災害に強い県土など岡山の安全性を生かした企業誘致

東日本大震災、電力事情の変化、円高等により国内投資意欲が減退する中、産業の海外流出を防止し、本県への立地を促進するため、立地インセンティブの向上を図るとともに、本県の安全で安定性の高い操業環境や優遇措置などをPRすることにより、県内への誘致を1件でも多く実現してまいりたい。

①誘致体制

産学官連係組織である企業誘致推進協議会や企業誘致アドバイザー（約140人）と連携し、人的ネットワークを最大限に活かしてターゲットとなる企業のキーパーソンへ直接働きかけるとともに、企業立地セミナーの開催などにトップセールスで取り組んでいる。

②東日本大震災被災企業の支援

- ・復興支援ワンストップ窓口を設置
- ・通常の立地補助金（新企業立地促進補助金）の補助率を2倍としている。

③西日本有数の安全で安心な操業環境のPR

- ・気候が温暖で降水量1ミリ未満の日が日本一多く安定的な操業環境
- ・地震発生回数が少ないなど自然災害のリスクが少ない。
- ・安定的な電力供給

(3) 「県税の減免」など誘致企業に対する大胆なインセンティブの付与

県内への企業誘致を強力で推進するため、誘致企業に対するインセンティブの向上を次のとおり図っているところである。

①産業用地の分譲方法

一括分譲方式に加え、下記の分譲制度や土地のリース制度を設けている。

- ・ 割賦分譲（10年以内の割賦分譲）
- ・ 貸付特約付分譲（10年を限度に貸付、期間満了時に分譲）
- ・ 事業用借地制度（10年～30年の期間で貸し付ける制度（＝分譲ではない））

②補助制度の充実

通常企業立地補助金に加え、岡山県では、70億円を上限とする大型補助制度を設けている。さらに、平成22年度に、この補助制度の要件緩和等を行った。

【大規模工場等立地促進補助金の要件緩和等】

- ・ 特定業種（新エネルギー、次世代自動車、航空機）について、補助要件を緩和し、補助率をアップ（平成22年度から）
- ・ 投資額要件 100億円以上 → 50億円以上
- ・ 新規雇用要件 50人以上 → 20人以上
- ・ 補助率 5%以内 → 10%以内

③被災企業の特例

東日本大震災により被災した企業の本県への立地にあたっては、通常企業立地補助金（新企業立地促進補助金）の補助率を2倍とするなどの特例措置を設けている。

〈中小企業支援とディーセント・ワークの確立〉

【提言 7】

中小企業向け融資制度における融資枠を拡大するなど、中小企業の経営の安定と強化をはかるための制度を充実させること。また、中小企業が行う新製品、新技術等の開発や、首都圏や海外での販路開拓・取引拡大に向けた取り組みの支援などに積極的に取り組むこと。

【回答】（産業労働部）

県内経済の重要な担い手である中小企業は、円高等により厳しい経営環境に置かれており、その経営基盤の強化や販路開拓に向けた支援は極めて重要であると認識している。

これまでに、原油・原材料高、リーマンショック以降の急激な景気悪化、円高、東日本大震災・台風等の災害など、中小企業の経営環境の変化に対応し、融資制度の拡充等を実行してきたところである。

次期夢づくりプランでは、経済環境の変化に対応できる「スピーディーで効果的なセーフティネットの整備」を基本施策に掲げ、各種融資制度により、円高など急激な環境変化にスピード感を持って対応しながら、中小企業等の経営安定・強化への支援を行っていくこととしている。

また、メッセージ施策として「新分野・新事業に挑戦する元気な中小企業の育成」や「地域に根ざした産業の「独自の強み」づくり」を掲げ、工業技術センターによる研究開発支援やきらめき岡山創成ファンド等を活用した新製品・新技術の開発、首都圏や海外等での販路開拓、大手メーカーへのトップセールスによる県内企業の技術・商品の売り込み等の支援施策や事業を、商工会議所や商工会などの県内支援機関等と連携し積極的に進めてまいりたい。

【提言 8】

公正労働と質の高いサービスを確保するために「公契約に関する基本条例」を策定すること。策定にあたっては、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を基準とし、違反した企業の追跡調査を実施するとともに発注対象から除外する内容を盛り込むこと。

【回答】（総務部）

公契約に関する基本条例の策定については、賃金などの労働条件の基準は労働関係法令で定められ、労使間の自主的な決定が原則とされていることから、こうしたこととの関係も含め、国における公契約に係る議論の動向等を注視しながら、適切に対応したいと考えている。

〈防災・減災に関する政策〉

【提言9】

東日本大震災や台風災害の経験に基づき、人命を守ることを最優先に、避難対策や防災危機管理体制を強化するとともに、防災・減災のための施設整備、公共施設の耐震化、液状化対策、広域的な救援体制の整備、風雨などによる被害防止などに取り組むこと。具体的な取り組みとして、以下の施策を要請する。

- 災害対策基本法に基づく地域防災計画の見直しを行うとともに、県内市町村が作成するハザードマップのわかりやすい公表の推進、地域住民への緊急情報を伝達する市町村防災行政無線等の整備促進をはかること。
- 電気・ガス・通信・上下水道、学校・病院・橋梁・港湾・空港などの施設・設備を改めて点検・整備し、耐震補強および老朽化対策を強化し、災害時の被害拡大の防止をはかること。とりわけ、公立学校施設について、耐震化率100%の早期実現に向け、取り組みを進めること。
- 浸水災害を防止するため、河川整備を推進するとともに、道路の透水性・排水性舗装への転換を促進すること。また、排水設備などを細かく点検すること。
- 災害時の医療救急体制を整備すること。
- 災害救援専門ボランティアの登録促進と研修の充実をはかること。
- 防災啓発事業の開催や子どもへの防災教育を推進し、県民の防災に対する意識向上をはかること。

【回答】（総務部、県民生活部、保健福祉部、土木部、教育庁）

地域防災計画等

東日本大震災を受け、プロジェクトチーム等において検討した結果など踏まえ、今年度中を目途に県の地域防災計画を見直す予定である。また、来年度国が示す予定の3連動地震に関する被害想定を受け、県では地震・津波による被害想定を全面的に見直し、市町村が作成するハザードマップ等の基礎資料となる震度階級分布図、津波浸水予測図、液状化危険度分布図等を作成することを予定している。

また、市町村役場から地域住民へ緊急情報を伝達する市町村防災行政無線等については、技術支援や県の中継局施設の活用によるコスト削減策を提案するなどして、市町村に整備促進している。

耐震補強等

○上水道

県内の水道施設は、昭和30年代から40年代にかけて面的量的な拡張を集中的に行ってきたことから、今後、大規模な施設の更新時期を迎えるため、計画的に施設の更新や耐震化を実施していく必要があると考えている。

このため、県では、長期的視点に立った計画的な施設更新と資金確保に関する取り組みが重要と考えており、これらの取り組みが、水道事業者において適切に行われるよう、アセットマネジメント（資産管理）の普及に努めているところである。

《参考》アセットマネジメント（資産管理）とは、長期的な視点に立ち、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に施設を管理運営すること。

○病院

大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の耐震化は重要と考えて

おり、昨年度から国の交付金を活用した医療施設耐震化臨時特例事業により、災害拠点病院を含む15病院の耐震化を支援しているところであるが、さらに、医療施設耐震整備事業など国庫補助制度の周知などに努め、病院の耐震化を強力に促進してまいりたい。

○下水道

県が管理している児島湖流域下水道については、阪神・淡路大震災（H7）を契機に、平成15～16年度に実施した耐震診断に基づき、処理施設の耐震補強を終えている。また、昨年度より施設の老朽化調査にも着手しており、今後は、長寿命化計画に基づき改築更新を行うこととしている。

市町村が管理する公共下水道についても、順次、長寿命化対策に着手しており、必要に応じて耐震補強も実施するなどの計画的な改築更新に取り組んでいるところである。

○橋梁

道路橋梁の耐震化については、地震発生時の救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、病院、消防署、市町村役場等の防災拠点を連絡する緊急輸送道路を重点的に進めている。

耐震補強が必要な187橋のうち、今年度末までに174橋の対策を終え、残る13橋については25年度までに完了する予定である。

○港湾

岡山県地域防災計画では、大規模地震災害時における住民の避難や緊急物資の輸送を円滑に進めるための拠点港湾として宇野港、その補完港として水島港、岡山港の耐震強化岸壁の整備を促進するように定めている。

宇野港-10m岸壁ほか2箇所については整備済みであり、玉島地区-12m岸壁については、引き続き整備を促進する。

- 整備済 … 宇野港-10m岸壁（国）
水島港玉島地区-5m岸壁（県）
岡山港-5.5m岸壁（県）
- 整備中 … 水島港玉島地区-12m岸壁（国）

○空港

岡山空港は、毎年、航空機事故訓練等を実施するなど安全確保に努め、さらに現在、施設の耐震調査を行っているところであり、岡南飛行場を含め今後、災害時の被害拡大の防止を図るため、必要な耐震・防災対策を実施する。

学校の耐震化

県立学校では、耐震化率は、本年4月1日現在で65.7%（全国の公立高校の平均は77.7%）となっている。

県教委では、昨年度、これまでの耐震化計画を見直し、平成29年度末までに耐震化率を100%とする計画を策定し、取組を加速させたところであるが、更なる前倒しを行い、平成27年度末までに完了するよう耐震化を進めていきたいと考えている。

また、市町村立小中学校では、耐震化率が、本年4月1日現在で68.3%（全国の公立小中学校の平均は80.3%）となっている。今後も、設置者である市町村に対し、耐震化に関する技術指導や助言、市町村職員への研修会を行うなど、耐震化が促進されるよう強く働きかけていきたいと考えている。

河川整備

河川整備については、現在、各水系ごとの河川整備計画等に基づき、緊急性・重要性を勘案しながら、堤防整備や河道拡幅等の事業を推進している。また、このようなハード整備と併せて、浸水想定区域図の公表や河川水位情報の提供などソフト対策を行い、洪水時の被害を最小限に抑える取組を行っているところであり、引き続き浸水災害の軽減に努めてまいりたい。

道路舗装等

透水性舗装については、雨水を地下に浸透させることにより雨水流出量の低減に効果があるものの、雨水浸透により支持力の低下の恐れがあり車道舗装への適用については、現段階では困難と考えている。

また、排水性舗装については騒音防止効果の他、水たまりや水跳ね防止効果はあるものの、排水機能は通常の舗装と同等であるため、現段階では浸水の防止効果は見込まれない状況である。

道路側溝等の排水施設については、週1～2回の通常パトロール及び台風等の異常気象時における特別パトロール等により、点検ならびに清掃作業を実施することにより、正常な路面排水の維持に努めているところである。

災害時の医療救急体制整備

災害時の医療体制の整備については、災害時の救命医療をより適切に提供できるよう、さらに災害拠点病院やDMA Tチーム数の増加に努めてまいりたい。

また、今後、災害拠点病院の医療資機材や、DMA Tチームの専用車両の整備を促進するなど、対応能力の強化を図り、災害に強い医療提供体制を整備してまいりたい。

災害救援専門ボランティア

県では、災害発生時の迅速かつ円滑な災害救援ボランティア活動の実施に資することを目的に、被災者の支援に役立つ専門的な知識・技術を持つ人をあらかじめ登録する「岡山県災害救援専門ボランティア登録制度」を平成17年3月に制定し、現在、5種類の分野の約1,200名を登録している。

災害救援専門ボランティアの登録促進については、研修受講者募集開始時のプレス発表等により、広く県民に研修の受講を呼びかけているが、今後は、関係団体や大学の協力のもと、登録資格を有する者あるいはボランティア活動に関心の高い大学生にも受講を呼びかけ、新規受講者の増加による新規登録の促進を図ってまいりたい。

研修の充実については、平成22年度に研修回数の増加や、実際の現場を想定した実践的な研修の導入を行っている。東日本大震災からのフィードバックも踏まえ、被災地の要請に応える迅速な支援活動を実施できるよう研修の充実を努めてまいりたい。

(参考)

災害救援専門ボランティアの登録状況 (H23.4.1現在)

・災害ボランティアコーディネーター	148人	
・介護ボランティア	28人	
・手話通訳ボランティア	60人	
・外国語通訳・翻訳ボランティア	85人	
・建築物応急危険度判定ボランティア	961人	計 1,282人

防災教育

防災教育については、津波など様々な場面を想定した避難訓練の実施や地域防災訓練への参加促進、また災害時に救援活動等ができる実践力を身につけた人材育成など、子どもたちが自らの身の安全は自ら守るとともに、他人も率先して助けることができる能力を身につけられるよう取り組んでまいりたい。

〈子育て支援〉

【提言10】

「岡山いきいき子どもプラン2010」に掲げられた事業推進に取り組むこと。とりわけ、以下の項目について取り組みを強化すること。

- 保育サービスの拡充による保育所待機児童の解消
- 放課後児童クラブの拡充（小学校の余裕教室の利用等による小学校区に1ヶ所以上設置の促進）、および利用時間の延長
- 病児・病後児保育が実施可能な拠点の拡大
- ファミリー・サポート・センター実施市町村の拡大と「病児・緊急預かり」の実施準備の推進
- 子どもたちが安心して安全に遊べる環境の整備

【回答】（保健福祉部、産業労働部）

待機児童の解消については、これまでも平成20年度に創設した「岡山県安心こども基金」を活用し、保育所の整備等を推進しているところであるが、この基金の終期が今年度末であることから、事業期間の延長等について、国に提案しているところである。

第3次おかやま夢づくりプランにおいても、暮らしやすさ指標に待機児童の解消を盛り込んでいるところであり、今後とも待機児童の解消に向け取り組んでまいりたい。放課後児童クラブの拡充等については、県では、市町村の放課後児童クラブの設置等を支援するため補助制度を設けており、市町村に対して地域のニーズに合わせた利用ができるよう設置等の助言を行うなど、今後とも一層の充実に取り組んでまいりたい。

病児・病後児保育については、第3次おかやま夢づくりプランにおいて、暮らしやすさ指標に実施箇所数の増について盛り込んでおり、県としても独自の支援に取り組んでまいりたい。

ファミリー・サポート・センターは、地域のニーズや実情を踏まえて市町村が設置、運営しているものであり、現在14市町が実施している。

県としては、各ファミリー・サポート・センター間の交流や、未設置の市町村に対して設置に向けての気運を高めることなどを目的として、ファミリー・サポート・センター交流研修会を毎年開催しているところであり、今後も子どもの預かりや、病児・緊急預かりの必要性への理解を求めていきたい。

子どもたちが安心して安全に遊べる環境の整備については、市町村において、地域の遊び等の拠点施設となる児童館等の整備を実施しており、県としては今後とも安全・安心な子育て環境の整備への支援に努めてまいりたい。

〈被災地支援活動〉

【提言 11】

「東日本大震災支援県民会議」を活用し、オール岡山で被災地の復旧・復興に向けた支援活動を継続すること。

参考までに、以下に取り組み事例を列挙する。

- 被災県の特産品の販売等に関する取り組み
- 就労や住宅の支援を伴う、被災者の長期にわたる受け入れ体制の整備
- 子ども、高齢者、障がい者など、いわゆる「被災弱者」に対する支援活動
- 現地でボランティアを行う組織、団体への支援 など。

なお、支援活動を継続するにあたっては、連合岡山も最大限の協力を行う。

【回答】（総務部）

県では、東日本大震災の発災直後より、人的・物的支援を行うとともに、「東日本大震災支援県民会議」の皆様と一丸となって、県の総力を挙げ、継続的な支援を行っているところである。

今後とも、被災地はもとより、岡山県に避難されている方々のニーズを的確に捉えながら、県民会議の皆様と力を併せ、息の長い支援を継続していく所存である。

一般政策 〈経済政策〉

【提言12】

豊かな自然、歴史遺産や伝統文化など、岡山県のもつ観光資源の発掘や再検証を行い、マスメディアやインターネット等を通じて、その魅力を発信すること。とりわけ、アジアからの観光客の取り込みに向け、以下の取り組みを強化すること。

- 多くの中国人観光客が使用する「銀聯カード」をはじめ、訪日外国人がショッピングの際に商品を購入することが容易になるよう、地域全体でのカード活用をめざした決済端末機導入促進などを行う。
- 訪日外国人の観光や買い物環境の整備のため、観光案内所の設置や標識への外国語表記といったハード面の整備、および通訳対応や品揃え・サービスに対するコーチングなどソフト面での機能の充実をはかる。
- アジアの富裕層を視野に入れ、観光メニューとしての人間ドック受診などの促進を行う。

【回答】（産業労働部）

本県では、自然や歴史遺産、伝統文化など本県が持つ魅力の発掘と磨き上げをおこないながら地域発観光を推進するとともに、アジアをターゲットに岡山の観光や農産物等を戦略的にアピールすることにより、誘客を促進する東アジア総合プロモーション事業を実施している。御提案の3件については以下のとおりである。

- 中国人観光客の誘致には、銀聯カードの決済端末の導入促進等は重要であると考えており、銀聯カードの利用可能店舗を記載した中文簡体字による「街歩きMAP」を作成し、県のHPに掲載しPRしているほか、外国人の県内での消費額の増加を促すような取組を検討しているところである。
- 案内標識の外国語表記などハード面での整備については、国の「言語バリアフリー化事業」の活用を検討するとともに、通訳対応等ソフト面については、県、市、観光関係事業者で構成している外国人受入協議会において、研修等を実施しているところである。
- 本県では、中国の旅行会社や富裕層等に県内の医療観光をPRするためのパンフレット作成等に取り組んでいる。

【提言13】

中山間地域において生活必需品の購入に困っている、いわゆる「買い物弱者」について対策を講じること。その際、百貨店・スーパー等の小売事業者に加え、行政やNPOなど地域の様々な主体が連携し、ハード・ソフトの両面から支援を行うこと。

【回答】（県民生活部）

中山間地域の買い物弱者への対応については、現在、岡山県中山間地域県・市町村連携協議会とNPOが連携し「買い物助け合いプロジェクト」として、中山間地域に生活する住民の日常の買い物先や、そこまでの移動方法・距離のほか、小売店、移動販売、ネット販売等を行っている事業者の状況を調査しているところである。

今後、その調査結果等を踏まえた提案やモデル事業を実施することとしており、これらの取組の成果等も積極的に活用し、NPOや市町村、商工団体、企業と連携し、買い物をしやすい環境づくりに向けた取組を推進してまいりたい。

〈産業政策〉

【提言14】

晴れの国の特徴を生かし、県有施設への太陽光発電設備の設置、住宅や事業所における太陽光発電設備の普及促進などに取り組むこと。特に、太陽光発電設備等の導入に対する補助金の拡大や低利の融資制度の新設など、企業や県民へのインセンティブを強化されたい。

また、太陽光発電に加え、LED道路照明の整備やEVの普及促進など、新エネルギー導入関連施策を目に見える形で進め、CO₂の削減をはかるとともに地域のイメージアップをはかること。

【回答】（環境文化部、土木部）

県では、第3次おかやま夢づくりプランにおいて、「全県まるごとソーラー発電所構想」を掲げ、県有施設への発電設備の設置、住宅等への発電設備の普及促進、メガソーラーの誘致などを進めることとしている。

今年度、住宅用や事業所用発電設備等設置補助では、昨年度と比べ、件数・金額とも補助枠を拡大し普及に努めてきたところであり、特に、今年度当初予算で700件を予定していた住宅用の太陽光発電・省エネ設備の導入補助件数については、6月と9月補正予算で補助枠の拡大を行い、全体で1,400件程度を募集し、補助することとした。

また、本年4月には、県内中小企業者による新エネルギー導入の取組を支援するため、太陽光発電設備の設置や電気自動車の購入等を対象とした「新エネルギー導入促進資金」を創設したところである。

電気自動車の導入補助についても、当初、1台当たり10万円、70台分の補助枠としていたが、補助枠を100件に拡大し、更なる導入の促進を図ることとしている。

県では、本年3月に策定した「おかやま新エネルギービジョン」においても、イメージアップ戦略を3つの戦略の一つに掲げており、CO₂の削減とともに、新エネルギーの身近な生活シーンでの活用等への県民の理解を深めながら、全国に向けても強力に情報発信したいと考えている。

昨今の地球温暖化防止対策に加え、本年3月の東日本大震災の発生により、エネルギー問題に対する社会の関心が高まっており、とりわけ省電力に係る要請が強くなっている。

現在、LED道路照明の本格導入に向け、耐久性・効果及び信頼性を確認するための実証実験を実施中であり、その結果を踏まえながら、長寿命かつ省電力という長所を有するLEDを光源とするLED道路照明の導入を推進することにより、温室効果ガス発生量の削減を図ってまいりたい。

【提言15】

地域の各産業の諸課題に横断的に対応でき、産業間の仲介、調整などを担える人材の育成、発掘を通じて、農林水産業の6次産業化や農商工連携を推進すること。

また、「新しい公共」の担い手となるボランティアやNPO等のリーダー人材の育成に取り組むこと。

【回答】（県民生活部、農林水産部）

6次産業化や農商工連携により開発された商品やサービスのさらなる進化や波及を図るため、自然や歴史、文化を含む地域資源をフルに活用し、農林漁業者と商工業者のマッチングや人材育成を含めたコーディネート強化、販路開拓の支援等、地域力を生かした6次産業化・農商工連携対策を強化してまいりたい。

県では、地域課題、まちづくり、ボランティア等を専門的かつ実践的に学習し、地域づくりのリーダーを育成する「ふるさとづくりももたろう塾」を開講し、現在の地域が抱える課題に先頭に立って取り組む地域リーダーの養成に取り組んでいるところである。

第3次おかやま夢づくりプランにおいても、「新しい公共」の担い手との協働を推進するため、地域づくりのリーダー育成等を基本施策の一つとして掲げており、今後も地域を支えリードする担い手の育成について積極的に取り組んでまいりたい。

【提言16】

地域の「ものづくり」を支える人材の育成に向け、以下の施策に取り組むこと。

- ものづくりの経験、技術・技能を持つシニア世代を工業高校や高等技術専門学校等へ派遣し、意欲ある若者のスキルアップにつなげ、技能伝承をはかる。
- 中・小学生向けの「ものづくり教室」の実施など、子どもたちがものづくりを体験する機会を提供する。

【回答】（産業労働部）

ものづくりの経験、技術・技能を持つシニア世代については、ものづくり企業での技術指導や工業高校での技術系授業の補助講師等として派遣し、技能継承により質の高い産業人材育成に協力いただく仕組みを設けてまいりたい。

中・小学生向けの「ものづくり教室」の実施については、小学生を対象として県立高等技術専門学校3校及び岡山職業訓練支援センターにおいて「夏休み親子ものづくり体験教室」を、中国職業能力開発大学校では中学生を対象とした「ものづくり探検クラブ」を開催しており、関係機関と連携し、子どもたちがものづくりの楽しさ、面白さを体験できる催しの拡充を進めてまいりたい。

〈税制改革〉

【提言 17】

県は、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざし、以下のような視点に立ち、国と協議を行うこと。

- 財政調整機能と財源保障機能の両面を兼ね備えた地方交付税の仕組みと現行の交付税水準を維持する。具体的には、
 - 1 地方財政計画の仕組みを基本的に維持する。
 - 2 国と地方の協議の場等を活用し、地方財政計画の策定や地方交付税算定を行う等、決定プロセスの透明化をはかる。
- 公共事業に関わる、いわゆる「ひも付き補助金」について、一括交付金化をはかる。地方にとって使い勝手のよい制度となるよう、2011年度の結果を検証し、仕組み等必要な見直しを行う。社会保障や義務教育国庫負担金は、一括交付金の対象としない。

【回答】（総務部）

御提言の趣旨のとおり、県では、平成24年度の国に対する提案事項の中で「地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること」など、現行の地方交付税制度の仕組みを前提に、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額の確保を要望しているところである。

また、地方財政計画の策定や地方交付税の算定に係る諸課題についても、地方歳出に対して、歳入が絶対的に不足するという事態は改善されていないことから、全国知事会等と連携し、引き続き国に強く働きかけていく。

平成24年度の一括交付金の制度設計については、全国知事会において「平成24年度地域自主戦略交付金の制度設計に関する意見」を取りまとめ、投資補助金について、より使いやすい交付金となるよう対象補助金の拡大や補助要件の緩和等とともに、社会保障関係補助金等の経常補助金について、地方の自由裁量の拡大に寄与しない義務的な経費は対象としないよう要望しているところである。また、県においても同様の趣旨に加え、将来的には交付金相当額を税源移譲等により一般財源化することも含め要望している。今後も、全国知事会等と連携し、引き続き国に強く働きかけてまいりたい。

く

【提言18】

公平で簡素な税制、環境維持につながる税制などの観点から、自動車関係諸税の抜本改革を国に働きかけること。具体的な内容は以下の通り。

- 自動車取得税を廃止する。
- 自動車重量税を廃止する。自動車税、軽自動車税を一本化し、新たに「自動車保有税(仮称)」を新設する。税体系は、総合的に環境への負荷の要素を盛り込んだものとし、物流・公共交通機関(バス、タクシー、トラック)及び軽自動車に軽減措置を講じる方向で検討する。
- 税による先進環境対応車(二輪車の最新規制適合車含む)普及インセンティブを拡充する。
- 走行段階の燃料課税については、「当分の間として措置される税率」(旧暫定税率)を廃止したうえで、道路等社会インフラの整備のための費用の分担、地球温暖化対策の視点等から、課税根拠、税率のあり方を検討する。

【回答】(総務部、環境文化部)

自動車関係諸税の抜本改革についてであるが、現行の自動車関係諸税の地方税収は、約2.9兆円であり、本県においても約480億円と県税収入の4分の1を占めており、重要な地方財源となっている。

全国知事会としては、今年10月に、自動車取得税、自動車税といった車体課税は、遍在性の少ない貴重な財源であり、その見直しに当たっては、簡素化、グリーン化と合わせて地方税源を確保する観点から、自動車重量税と自動車税を一本化し、新しい地方税「環境自動車税」を創設すること。地方公共団体が環境施策の推進に大きな役割を担っていることから、「地球温暖化対策のための税」を導入する場合には、その一定割合を地方税源化すること。さらに、揮発油税の当分の間税率を「地球温暖化対策のための税」と位置付ける場合には、軽油引取税の当分の間税率を「地方環境税(仮称)」とすること。現行地方揮発油譲与税の総額を確保すること。また、自動車取得税は、自動車による交通事故や騒音、CO₂の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるものであり、堅持すること。を国に対し提案したところである。

県としては、今後とも、公平で簡素な税制や環境維持につながる税制などの提案について、全国知事会等と連携して適切に対応していきたいと考えている。

なお、電気自動車の普及拡大に向けては、導入補助制度や減税措置の継続・拡充が必要であることから、7月には、国の導入支援制度の拡充等を国に対して提案したところである。

〈まちづくり政策〉

【提言19】

中心市街地活性化や高齢化社会への対応の観点から、市町村と連携し、行政・教育・医療・介護・生活・商業施設などの機能を集約した効率的なまちづくり（コンパクトシティ）を推進すること。

【回答】（土木部）

現在、県では、県内全ての都市計画区域において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の見直しを進めており、この見直しにおいて、社会情勢の変化を踏まえた集約型都市構造への転換や効果的・効率的な都市づくりの推進を、今後の都市づくりの重要な方向性として掲げている。各市町におけるマスタープランの策定や個別の都市計画の決定にあたっては、このマスタープランに沿って協議を行うなど、市町と連携して効率的なまちづくりを推進してまいりたい。

〈福祉・社会保障政策〉

【提言20】

障がい者が差別されることなく学び働くことができる社会の実現に向け、「福祉から雇用へ」の取り組みを進めること。雇用、福祉、教育の各分野の行政機関や関係団体などが、地域レベルで連携しネットワークを構築するとともに、県としても、企業に対するサポートやインセンティブの付与、啓発を重視した就労支援策を行うこと。

【回答】（保健福祉部、産業労働部）

福祉施策による就労支援として、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとして、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)を設け、就労支援の強化を図るとともに、市町村が設置する地域自立支援協議会において就労を含め関係機関が協議、連携する取組を支援している。また、県内に、障害者就業・生活支援センターを3か所指定しており、各センターを中心に、ハローワーク等の関係機関が連携し、地域における就労支援体制等の整備を図っている。

障害者雇用については、企業の理解が不可欠であることから、本年度も5月に続き10月4日に、知事、教育長及び岡山労働局長が経済団体に対して、障害のある人の雇用の場の確保の要請を行うとともに、県内の約6,000事業主へ3者連名による要請文を発出している。

さらに、障害のある人の雇用を検討している中小企業等に「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して相談や助言等を行っているほか、県の「建設工事請負契約入札参加資格審査要領」の格付けの加点項目に「障害者雇用」を設けるとともに、「物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領」及び「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領」の格付けの付与点数の項目に「障害者雇用」を設け、法定雇用率を達成している場合などにおいて、加点措置等を実施している。

【提言 21】

超高齢化社会の到来にあたり、看護職員の養成機関の充実・拡大・増設を通じた資質の向上と人材の確保をはかるとともに、看護職員の離職防止を含めた職場定着対策のさらなる促進や離職者等の再就業の促進などをはかること。

【回答】（保健福祉部）

県内の看護師等養成所は平成23年現在29あり、今年4月の募集定員数は合計1,502人となっている。県では、県内看護師等養成所に対して運営費の助成を行うとともに、学生の指導に携わる看護職員を対象とした実習指導者講習会、専任教員継続研修事業等を実施することにより、看護職員の資質の向上と人材確保を図っているところである。

看護職員の離職防止を含めた職場定着対策としては、院内保育所及び新人看護職員研修への助成を行っている。また、離職者の再就業を促進するため、岡山県ナースセンターにおいて無料職業紹介及び技術研修を行うとともに、病院施設と未就業者のマッチングの機会である「看護就職フェア・看護就職ガイダンス事業」を実施し、未就業者の再就業を促進している。今後ともこうした事業を実施し看護職員の確保に取り組んでまいりたい。

【提言 2 2】

岡山県内における特別養護老人ホームの入所待機者を解消するための当面する対応策を明らかにするとともに、2017年度末での介護療養型医療施設廃止に向けて、施設系サービスの整備計画を充実させること。

【回答】（保健福祉部）

来年度からの3年間における介護サービスについては、このたび、市町村のサービス見込量を取りまとめ、第5期岡山県介護保険事業支援計画（案）として12月19日からパブリックコメントにより広く意見募集を開始したところであり、特別養護老人ホームについても、同計画（案）において市町村のニーズ調査等に基づく必要数を尊重して、整備目標数として盛り込んだところである。

入所待ちの解消については、第5期計画に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅介護力を高めるなど、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を図り、施設整備のみならず居宅や地域密着型サービスも併せて整備を進め、バランスのとれたサービス提供体制を構築することにより対応してまいりたい。

また、介護療養型医療施設の廃止に当たっては、入院している患者の状態や意向に配慮するとともに、医療機関の意向を尊重しつつ、介護サービスが必要な人の受け皿を確保するため、療養病床から介護保険施設等への円滑な転換を引き続き進めていくこととしている。

なお、廃止期間が6年間延長されたことに伴い、転換を円滑に進めるために必要な追加的支援策が講じられる予定であることから、当該支援策について周知を図った上で、必要な調整を行ってまいりたい。

〈交通政策〉

【提言 23】

渋滞緩和や環境問題への対応の視点から、県民に対し鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用促進を推奨するとともに、ノーマイカーデーやエコ通勤への取り組みを強化すること。また、市町村や交通事業者と連携し、地域に適した生活交通の導入や公共交通機関の利便性向上の視点から、ユニバーサルデザイン化や吉備線のLRT化の推進に取り組むこと。

【回答】（環境文化部、県民生活部）

県では、環境負荷の低減、通勤ラッシュ時の渋滞緩和及びマイカー依存から公共交通機関の利用を中心とするエコ通勤への自発的な転換を図るため、毎月最終金曜日をノーマイカーデーと定め職員一人ひとりがマイカー等の使用自粛を実践している。また、5月と10月には取組を拡大し、国の出先機関や県内全市町村とともに岡山県下統一ノーマイカーデーを実施している。さらに、国土交通省岡山国道事務所及び岡山市と共同で、「スマート通勤おかやま」の取組を進めているところである。

今後とも、関連施策を積極的に実施するとともに、県の広報媒体を活用して公共交通の利用促進を広く県民に呼び掛け、自家用車の使用抑制を始めとした通勤における環境負荷の低減を図ることとしている。

参考：県民生活交通課 取組内容

県では、環境負荷の低減や通勤ラッシュ時の渋滞緩和に向け、マイカー依存から公共交通機関の利用を中心とするエコ通勤への自発的な転換を図るため、国土交通省岡山国道事務所及び岡山市と共同で、「スマート通勤おかやま」の取り組みを進めているほか、県の広報媒体を活用して公共交通の利用促進を広く県民に呼び掛けている。

公共交通機関の利便性向上について、県では、広域的・幹線的なバス路線の維持・確保に努めるとともに、過疎化・高齢化が進む中山間地域において、市町村等がコミュニティバスや乗合タクシーなど、地域に適した交通手段を導入する場合に、車両購入費や試行運行費等を補助している。

今後とも、国や市町村等と連携し、県内各地域の特性に応じた生活交通が確保されるよう、取り組んでまいりたい。

公共交通機関のユニバーサルデザイン化の推進について、県では、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入促進を図るため、国や市町村と協調して、費用の一部を助成する制度を設けているところである。

また、鉄道駅のバリアフリー化については、一日当たりの平均利用者数が5,000人以上の駅の整備を促進し、平成22年度までに完了したところであるが、平成22年度末に定められた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、一日当たりの平均利用者数が3,000人以上の駅については、平成32年度までに、エレベーター設置による段差解消などの取組が求められていることから、計画的な整備推進を交通事業者に働きかけてまいりたい。

吉備線のLRT化については、岡山市が平成21年10月に策定した「岡山市都市交通戦略」の中で、都心と地域拠点との連携軸の強化に向けた交通施策の一つとして位置づけられ、現在、同市と岡山商工会議所による「おかやま都市交通戦略連携会議」において、議論が進められている状況にある。このような状況から、県としては、その検討状況等を見極めながら適切に対応してまいりたい。

【提言24】

公共交通の利用促進として、路線バスの維持のための支援やわかりやすい情報提供をはかること。また、バス優先・専用レーンの他車進入規制などに引き続きに取り組むこと。

【回答】（県民生活部、警察本部）

路線バスの維持のための支援については、一定の条件を満たす広域的・幹線的なバス路線に対して、国や市町村と連携して、運行費や車両減価償却費等を補助しており、引き続き、路線バスの維持に努めてまいりたい。

また、わかりやすい情報提供としては、今春、社団法人岡山県バス協会が岡山市及び倉敷市を中心とした「バスマップ」を作成したところであり、引き続き、当協会やバス事業者等に対し、より一層の利用促進の取組を働きかけてまいりたい。

バス優先・専用レーンについては、平成22年度末現在

- 優先レーン 7路線 総延長 15.25 km
- 専用レーン 2路線 総延長 3.3 km

の規制を実施しており、現在のところ、公共交通機関等からの新たな規制要望等もなく、適正な規制が行われているものと考えている。

バスレーンは第一車線を規制することになるため、片側二車線以上の道路であることが必要条件であるほか、左折車両は第一車線を走行しなければならないため、実効性を考えると、交差点が連続しないことも条件の1つとなるため、規制実施上はこれらの点を考慮に入れる必要がある。

公共交通機関の定時制確保は重要な案件と認識しており、今後とも、道路状況、交通状況等の変化も踏まえ、交通規制の必要性を適切に判断してまいりたい。

【提言25】

恒常的に違法駐車を繰り返している個人タクシー、特定業者への取り締まりをさらに強化すること。また、タクシー・ベイの増設を関係方面にはたらきかけること。また、トラックなどの過積載車両の取り締まりと過労運転の防止について、岡山労働局、中国運輸局岡山運輸支局および岡山県警と連携し取り組むこと。

【回答】（産業労働部、警察本部）

違法駐車対策として、平成18年6月の道路交通法の一部改正で新設された駐車車両確認事務の民間委託制度は、今年で5年が経過し、民間事業者による放置違反車両取締りによって、違法駐車車両の減少や駐車問題にかかる110番通報の減少等一定の成果が見られている。

客待ちのためのタクシーの違法駐車については、特定業者にかかわらず、危険性、迷惑性の高いエリアを中心に、緊急性のあるものから、公正かつ強力な指導・検挙活動を行っており、違法駐車車両の排除に努めている。

また、岡山県タクシー協会に対しては、タクシーベイ周辺における違法駐車タクシーの排除に向けた取組の要請を適宜行っている。

さらに、タクシー等の駐車違反については道路交通法（第108条の34）の規定による運輸支局等への違反通知により、運輸支局長名で、当該違反のあった事業者に対して事業改善の具体的措置の報告を求める「警告書」が発出されるなど、改善に向けた取組の措置も執られている。

タクシー・ベイの増設については、道路管理者や道路利用者等の意見を踏まえながら検討してまいりたい。

参考～ ドレミの街の前の県道は駐車禁止規制場所であるが、高速バスのバス停が、桃太郎大通りドレミの街前から移転されたことから、夜間のバス停の使用がなくなり、午前0時から午前6時までの間、客待ちタクシーに限り駐車禁止から除外する規制を実施予定である。

過積載、過労運転の防止については、労働災害の防止や労働者の健康確保などの観点から、国において、毎年7月に「全国安全週間」を、10月に「全国労働衛生週間」を実施して労働安全衛生への意識の高揚を図っており、県においてもテレビやラジオでの広報やホームページへの掲載などにより周知を行っているところである。

また、トラックなどの過積載車両については、警察官の警ら中や事故発生の際などに過積載が疑われるものについて、取り締まりを行っているところである。

今後とも岡山労働局等との連携を図りながら労働災害の防止や法令遵守について、普及・啓発に努めてまいりたい。

【提言 26】

第9次岡山県交通安全計画（2011年度～2015年度）の着実な推進により、交通事故防止、踏切事故防止に努めること。

とりわけ、以下の踏切地点および交差点について、市町村と協力して安全対策を進めること。

〈踏切地点〉

路線名	踏切名	踏切の所在区間	踏切種別
吉備線	三門西踏切	備前三門～大安寺	一種踏切
山陽本線	北方第一踏切	岡山～西川原	一種踏切
山陽本線	前沼一踏切	高島～東岡山	一種踏切
山陽本線	窪田踏切	高島～東岡山	一種踏切

〈交差点〉

大雲寺交差点	大供交差点	倉田交差点	番町交差点
米倉交差点	大桶橋西交差点	妹尾東交差点	
バイパス泉田交差点	柳川交差点	加須山交差点	
バイパス福富交差点	二ノ樋交差点	十日市交差点	

【回答】（県民生活部、警察本部）

「第9次岡山県交通安全計画」に基づく交通事故、踏切事故防止対策については、計画に掲げられた目標の達成を目指し、市町村、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進することとしている。

4か所の踏切のうち、三門西踏切については、平成24年3月供用開始予定の都市計画道路米倉津島線が開通した後は一部閉鎖し、二輪車、歩行者のみの通行になると承知している。

また、前沼一踏切についても、車両、歩行者の通行を分離する工事が本年3月に既に完了している。

北方第一踏切、窪田踏切については、現在のところ改良の予定はないが、住民からの要望等を踏まえつつ、必要に応じて、道路管理者、JR等に対し、安全対策を求めていく考えである。

次に、13交差点の安全対策については、うち11交差点が平成22年度の交通事故多発交差点であり、道路管理者との合同査察等を通じて、交通事故防止対策を講じている。

代表的な対策として、バイパス泉田交差点については、アドバイザー会議を開催し、会議結果を基に、道路管理者(国交省)において道路改良を進めることとなっている。

また、警察が行った対策としては、右折車と直進車の衝突事故が多発していたバイパス福富交差点において、信号機の運用見直し(セパレート化)を行うとともに、信号灯器のLED化を実施している。

その他の交差点においても、引き続き、道路管理者と連携を密にして交通事故防止対策を実施していく考えである。

〈食料・農林水産政策〉

【提言27】

食料自給率の向上をめざし、地域の条件や特色に応じた継続的な地産地消等の施策を講ずること。具体的には、県産農林水産物購入に対してポイント・インセンティブを付与する仕組み等を検討・実施すること。

※地域における取り組み事例

富山県は、「とやま地産地消推進戦略」として、お客様の県内野菜購入に対してポイントを付与し、ポイントに応じて県の特産品を贈る取り組みを実施することにより、地産地消を推進している。

【回答】（農林水産部）

食料自給率の向上を目指した地産地消の推進にあたっては、県民と一体となった取組が重要であるため、県では、毎月5のつく日を「地産地消の日」に定め、家庭・職場等で県産食材の使用を呼びかけるとともに、スーパー等での地産地消常設販売コーナーの設置、「おかやま地産地消協力店」の登録拡大、岡山あぐり総合フェア2011や地産地消弁当コンクールの開催、学校給食や観光施設等での県産食材の利用促進などに取り組んでいるところである。

また、各県民局では、管内産農産物等のPR販売を行うフェアの開催や、管内市町村等が行う各種フェアへの協力等、地域の条件や特色に応じた地産地消の取組を行っているところである。

県産農林水産物購入に対してポイント・インセンティブを付与する仕組みについてであるが、富山県の取組は、直売所だけでなく、スーパー、百貨店等の民間事業者も巻き込んだ取組であり、県民と一体となった地産地消推進の取組としては有効なものであると思われるが、今後、富山県を含む他県の取組等も参考にしながら、費用対効果等を勘案した上で、関係機関・団体等と連携による、より効果的な地産地消の推進に向けた取組を検討してまいりたい。

【提言28】

産地偽装や食中毒など、「食」に関連する事件や事故が度々発生しているが、事件・事故防止の観点から、国、市町村、関係する業界団体等と連携し、規定や衛生基準についての取り締まりや点検を強化すること。

【回答】（県民生活部、保健福祉部）

原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資することを目的とした「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づき、県内の小売販売業者に対し巡回調査等による表示状況の指導・監視を行っており、今後とも食品表示関係法令を所管する県各部所、国、岡山市、倉敷市等の関係機関と連携し適切に対応してまいりたい。

食中毒などの防止については、食の安全・安心の確保に関する施策を関係機関と連携し、総合的かつ計画的に実施しているところである。

今年度は、食肉の生食による食中毒での死亡事故を受け、焼肉店等でのユッケ等の提供に係る監視指導の強化や業界団体を通じた規格基準等の周知を図るとともに、県民への注意喚起にも努めているところである。

なお、第3次おかやま夢づくりプランにおいて、安全で安心な県民生活確保プログラムの中に「食品の加工、流通段階における安全安心の確保」をメッセージ施策として掲げ、食中毒等の食品に起因する健康危害の低減に取り組むこととしているところである。

《参考》

○暮らしやすさ指標【第3次おかやま夢づくりプラン】

[食中毒等の件数] 239件/年 → 180件/年 [平成28年度]

〈消費者政策〉

【提言 29】

地方消費者行政に携わる人材の育成・支援、相談体制の強化、行政処分の強化など地方消費者行政の充実・強化をはかること。

【回答】（県民生活部）

消費者行政活性化基金の活用により、県内3市での消費生活センター新設や12市町での相談員の新たな配置のほか、全国統一の消費者ホットラインの周知活動などを行って、県内の相談体制の強化を図っている。

また、複雑・多様化する消費生活相談に対応するため、相談スキルのレベルアップを図る研修会を実施しているほか、市町村単独では対応が困難な事案については、県消費生活センターが助言等の支援を行っている。

訪問販売等「特定商取引法」に係る悪質事案については、担当職員のほか警察OB2名を指導員として配置、消費者や事業者からの事情聴取や調査・指導を行い、平成19年度以降、5件の行政処分を行っている。さらに、複数県で営業活動を行う広域的な悪質な事業者等に対しては、国や他県など関係機関と連携し、悪質商法を駆逐するための取組を推進している。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、消費者の立場に立った消費者施策に取り組んでまいりたい。

〈政治改革〉

【提言 30】

より活性化された県政の実現に向け、議会の基本理念、議員間討議による合意形成、政策機能の強化、県民参加、情報公開徹底などを明記した議会基本条例が制定されるよう、県としても環境整備に取り組むこと。

【回答】（産業労働部）

議会基本条例の制定については、議会の権限に属する内容であるが、全国各地の取組状況等について、議会事務局へ情報提供していく。

【提言 31】

県内各市区町村選挙管理委員会に対して以下の働きかけを行うこと。

- 投票所(期日前投票所を含む)の設置については、頻繁に人の往来が見込める施設(百貨店、スーパー、駅等)への設置を検討するなど、有権者の投票への利便性を高める取り組みを行うこと。
- 投票所入場券ハガキへの期日前投票所の掲載など投票率の向上をめざした取り組みを強化すること。

【回答】(県民生活部)

投票所及び期日前投票所については、公職選挙法において、市区町村選管が適切な場所を検討し、設置することとされているが、頻繁に人の往来がある施設に設置することは、選挙人の利便性の向上に繋がることから、県選挙管理委員会では、選挙事務説明会等において、積極的に取り組むよう助言しているところであり、引き続き働きかけてまいりたい。

県選挙管理委員会では、市区町村選管に対し、投票所入場券に期日前投票所を記載するよう、様式例を示して働きかけを行うとともに、投票率の向上には、選挙にかかわる情報を有権者に十分に提供することが重要であることから、ホームページや広報紙などの媒体を活用した啓発についてもお願いしているところであり、引き続き働きかけてまいりたい。

〈行政改革〉

【提言 3 2】

公正・透明・客観的な行政評価制度を確立すること。

【回答】（総務部）

行政評価制度については、第3次おかやま夢づくりプランのスタートに合わせて、平成24年度から新たな制度を導入することとしており、現在、その制度設計を行っているところであるが、客観的な数値目標を設定して適宜・適切に評価を行うとともに、評価結果を広く分かりやすく公表し、第三者からも御意見を頂くこととするなど、公正・透明・客観的な行政評価制度となるよう、検討を進めてまいりたい。

〈教育政策〉

【提言 33】

就労前の子どもたちに対し、「労働の尊厳」「働くことの大切さ」を深く理解するための系統的な労働教育を行うこと。また、学校教育を通じて、労働関連法規や労働問題に関する相談・解決機関、労働組合の必要性等、働くことに関して起こるトラブルへの対処方法などについて学ぶ機会を拡充すること。なお、労働教育推進にあたっては、連合および連合岡山も推進主体の一員となり、最大限の協力を行う。あわせて、社会保障と税、消費者教育等、自立した社会人として必要な知識・意識を身につけるためのキャリア教育を充実すること。

【回答】(教育庁)

子どもが働くことへの高い目的意識を持ち、社会人・職業人として自立できるようにすることが重要である。

このため、学校では子どもの成長段階に応じ、企業見学や職場体験、インターンシップ等の体験活動を通して、仕事への夢や目標を持たせたり、各教科や道徳、総合的な学習の時間等の中で、働くことの意義、労働者としての権利や責任、社会と自己の関わりを学習したりすることにより、課題解決能力や望ましい勤労観・職業観を身に付けさせることとしている。

これらの取組を継続するとともに、今後、子どもたちの関心をより社会に向けさせながら、小・中・高等学校の発達段階に応じたキャリア教育の一層の推進に努めるとともに、岡山県労働協会発行の「働く若者サポートガイド」の一層の活用を促すこととしている。

【提言34】

県立高等学校の再編整備に関しては、中学校卒業見込者が少ない地域であっても、魅力的な学校づくり、通学サポート支援などを通じ、再編された地域の子どもたちが教育を受ける権利を阻害することのないよう配慮すること。

【回答】(教育庁)

県教育委員会では、岡山県高等学校教育研究協議会の第1次提言を受けて、今年8月に教育体制整備実施計画として「県立高等学校教育の基盤整備の方策」を策定した。その中で、平成30年度を目途とする教育体制整備においては、各地域における高等学校教育を受ける機会の確保と教育水準の維持・向上に努め、更なる再編整備は極力回避するとしている。

通学支援については、平成16年度から、県立高等学校の再編整備によって遠距離通学を余儀なくされる生徒を対象にして、通学負担増の激変緩和措置として、募集停止をした年から3年間の通学費貸付制度を設けているところである。

(参考)平成23年度までの貸付の概要

・対 象

成羽、至道、大原、福渡、備作、日本原、吉備北陵、江見商業、高梁城南川上校地、弓削高校の再編整備に係る地元中学校から指定高校への入学者

・目的及び期間 負担増への激変緩和措置として3年間、無利子

・貸付額 月額18,000円

・貸付者数

H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
6名	26名	39名	55名	38名	27名	9名	7名

【提言 35】

教職員が子どもと向き合う時間の確保、きめ細かい教育を実施するために、少人数学級制や複数の教員による学習指導（チーム・ティーチング、少人数指導、習熟度別指導など）、および専門教育にあたるスタッフの育成と配置を推進すること。

まずは35人学級の対象学年の拡大を進め、必要な教職員数の確保を行うこと。

【回答】（教育庁）

義務標準法の改正により、今年度から、小学校1年生で35人学級を実施するとともに、県独自で、小学校第5・6学年及び中学校全学年の3学級以上の学級で学級編制の弾力化を実施しているところであるが、来年度の国の概算要求では、小学校2年生の35人学級が盛り込まれており、国の動向を注視しているところである。

小中学校できめ細かな指導を行うためには、35人学級の拡充が重要であり、少人数学級等については、国の動向や現在の県の実施状況、市町村教育委員会等の意見を踏まえながら、必要な定数を確保してまいりたい。

【提言36】

スポーツ、芸術・文化に関して、これらに親しむ機会の増大やメニューの充実をはかること。また、地元の高校・大学や実業団、プロスポーツチームの活躍は、県民の元気・感動、地域の活性化、人間教育につながることから、アスリートの育成や指導者の育成、環境整備などに行政、学校、企業、関係団体などが協働で取り組むこと。あわせて、郷土岡山を愛する心を育み、地域活性化につなげる観点から、地元トップクラブチームを全県的に応援する機運を醸成されたい。また、競技力の向上や地域スポーツの振興を図るため、地域の子どもたちが岡山県内のアスリートから直接指導を受ける機会を設けること。

【回答】（環境文化部）

学校や地域スポーツクラブへ専門指導者を派遣し、いろいろな運動遊びやレクリエーションスポーツを体験する機会として、「スポーツ活動奨励事業」を展開している。これは、生涯スポーツの出発点となる小学校期の児童に対し、運動やスポーツの楽しさや喜びを伝え、体を動かすことへの意欲を引き出そうとするものである。

今後は、幅広い世代で、身近にスポーツを楽しむ機会の拡充に向けて取り組んでまいりたい。

本県では、ジュニア世代の育成・強化を重点的に取り組んでおり、学校や各競技団体と連携の元、つくろう・のぼそう・育てよう！スポーツプロジェクト、チーム岡山パワーアップ事業、そして優秀選手育成強化事業を展開している。指導者養成においては、国内のトップコーチを招聘し、指導者セミナーを年1回開催している。

今後は、一貫指導体制の元で育成されたアスリートが、成年選手、そして社会人として岡山で活躍し、その能力が地域で活用される仕組みを構築していかなければならないと考えている。

地元トップクラブチームを全県的に応援する機運の醸成については、観客動員数やクラブ会員の増加による支援の輪が広がり、クラブチームの運営の安定化につながるよう、ホームゲームを盛り上げる岡山県デーの開催や、県の動画サイトを活用して、選手・チームの活動をPRするなどの情報発信に努めているところである。

さらに今後は、チームがアウェイで試合をする際に、その地域の県出身者等にも呼びかけるなど、県域を越えて応援と支援の輪が一層広がるよう取り組んでまいりたい。

競技力の向上や地域スポーツの振興を図るため、県内のトップアスリート等を市町村や地域スポーツクラブ、スポーツ少年団及び学校等へ派遣する「晴れの国トップアスリート派遣事業」を展開している。派遣するトップアスリート等は、日本のトップリーグ等で活躍している本県のチームや、国民体育大会で入賞した選手と指導者、及び岡山県スポーツリーダーバンクに登録している指導者となっており、年間200回以上の派遣実績を上げている。

〈男女平等政策〉

【提言 37】

岡山労働局をはじめとする関係機関と連携をはかり、次世代育成支援対策推進法に定められた、2011年4月より新たに拡大対象となった従業員101人以上の事業所における「一般事業主行動計画」の策定、子育てにやさしい「くるみん」マーク認定事業所推奨の取り組みを行うこと。

【回答】（産業労働部）

一般事業主行動計画については、23年4月から101人以上の企業において策定が義務付けられたことから、岡山労働局において、その周知と策定の推進に取り組まれており、10月末現在で対象企業の99.4%が策定済み、またくるみんマークについては、16の事業所が取得している。

県としては、今後も広報誌やセミナー等を活用した普及啓発に取り組むとともに、岡山労働局と連携を図りながら、あらゆる機会を通じて、計画策定義務の周知とくるみんマーク取得の促進に努めてまいりたい。

【提言38】

市町村の男女共同参画計画やDV防止基本計画の策定へ向け支援を行うとともに、「第3次おかやまウィズプラン」の進行状況の検証を毎年行い、年度ごとの総括を広く県民に知らせること。

【回答】（県民生活部）

男女共同参画計画については、既に25市町村が策定済で、今年度に1町が策定中である。また、DV防止基本計画については、これまでに4市が策定済である。県では、未策定の市町村に対して、担当者会議の場や直接担当課長を訪問するなどして策定の働きかけを行っており、引き続き策定に当たっての情報提供や助言など必要な支援を行ってまいりたい。

また、「第3次おかやまウィズプラン」についても、これまでの計画と同様に、その施策や数値目標の進捗状況などを年次報告書としてとりまとめることとしており、ウィズプランの普及とあわせてホームページやマスメディア等を活用して広報に努めてまいりたい。

〈中小企業政策〉

【提言 39】

「中小企業勤労者福祉サービスセンター」への国庫補助が廃止されたことに当たり、中小企業勤労者の福祉の格差是正に向けて、国・自治体・事業主の役割と責務の明確化をはかる観点から関係法令の整備について尽力すること。

また、中小企業勤労者福祉サービスセンター事業改革にあたって、広域化の推進、大企業や公務部門からの福利厚生事業の受託化や、非正規労働者や退職者も含めるなど、地域の全勤労者を対象とした事業展開がはかれるよう、県として指導力を発揮すること。

【回答】（産業労働部）

岡山県内には、中小企業勤労者の福祉の推進のために、5つの中小企業勤労者福祉サービスセンター・勤労者互助会がある。

県では、サービスセンター職員、設置市職員、勤労者互助会職員で構成する「中小企業勤労者福祉サービスセンター・勤労者互助会連絡会議」を開催し、現状や課題等を話し合う機会を設けている。

会員拡大、事業内容の充実及び広域化等については、この会議の中で議論している。

〈その他〉

【提言40】

「第3次おかやま夢づくりプラン（仮称）」を推進していく上では、市町村や県民各層を巻き込んだ推進体制を築くことが重要であり、連合岡山の「政策・制度要求と提言」の取り組みをはじめ、働く者の代表である労働組合や労働団体からの意見反映に努め、協力体制の構築に努めること。

【回答】（産業労働部）

第3次おかやま夢づくりプランの各施策については、市町村をはじめ各団体や県民との協働により推進していくことが重要である。県ではこれまでも連合岡山の「政策・制度要求と提言」をはじめとして、さまざまな労働団体からの要望や要請を受け、県政推進に反映してきたところであり、今後も協力をいただきながら進めてまいりたい。